



新宿区監査委員告示第9号

令和2年2月13日付けの職員措置請求監査結果に基づく勧告に係る措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により新宿区長から通知があったので、同項の規定により公表する。

令和2年3月26日

新宿区監査委員	白井	裕子
同	小池	勇士
同	國井	政利
同	豊島	あつし



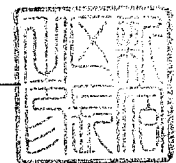


31 新総総第 7718 号

令和 2 年 3 月 26 日

新宿区監査委員	白	井	裕	子	様	
同	小	池	勇	士	様	
同	國	井	政	利	様	
同	豊	島	あ	つ	し	様

新宿区長 吉 住 健



新宿区職員措置請求監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 2 年 2 月 13 日付け 31 新監査第 5352 号の「新宿区職員措置請求監査結果」により勧告を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づき通知します。



1 勧告の要旨

令和2年2月13日付け31新監査第5352号にて新宿区監査委員から地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、怠る事実を解消するために必要な措置を講ずるよう勧告された要旨は、次のとおりです。

- (1) 納期限を超えて納付された私立の認可保育園及び区立子ども園の保育料に係る延滞金の徴収について、新宿区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例（昭和40年新宿区条例第14号。以下「督促等条例」という。）に基づく適正な措置を講じられたい。
- (2) 現に収入未済である私立の認可保育園及び区立子ども園の保育料について、延滞金の徴収に向けた取組みを実施されたい。

2 勧告に基づき講じた措置及び取組み状況

(1) 延滞金の徴収に関する方針

令和2年4月1日以降に、対象の保育料の納期限を超えて納付があった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金を徴収することとする。これに伴い、延滞金を徴収する根拠や延滞金額の算出方法等の利用者等への周知を行っている。

(2) 延滞金の対象とする保育料

本件監査の対象は、私立の認可保育園の保育料（委託保育費）及び区立子ども園の保育料（子ども園保育料負担金）であるが、保育課にて公法上の債権として徴収しているすべての保育料について、同様に延滞金を徴収することとする。

ア 区立認可保育園の保育料、延長保育料、一時保育料、休日保育料、年末保育料

イ 私立認可保育園の保育料

ウ 区立子ども園の保育料、延長保育料、一時保育料、預かり保育料、定期利用保育料

エ 保育ルームの保育料、延長保育料、一時保育料

(3) 延滞金の額の減免に関する要綱の制定

督促等条例第4条に規定する延滞金額の減免に関して、「新宿区保育所等の保育料に係る延滞金の額の減免に関する要綱（令和2年2月14日子ども家庭部長決定、令和2年4月1日施行）」を定め、減免の基準及び減免の申請等について規定の整備を行った。

(4) 保護者への周知

ア 令和2年1月8日に、区公式ホームページへ延滞金の徴収に係る説明を掲載した。

イ 令和2年1月10日より、認可保育園等において、保育料の納付勧奨及び延滞金に関するポスターの掲出及び保護者にお知らせを配布した。

ウ 令和元年12月分保育料（令和2年1月6日納期限）に係る督促状（令和2年1月24日発送）から、発送の際に延滞金の徴収について記載したお知らせを同封することとした。[各月の納期限後に未納者に対して発送]

エ 滞納保育料に係る催告書（令和2年2月14日発送）から、発送の際に延滞金の徴収について記載したお知らせを同封することとした。[年2回発送予定]

(5) 施設・事業者への周知

令和2年1月9日に開催された区立園長会及び私立園長会において、延滞金の徴収について説明を行った。

(6) 議会への説明

令和2年1月8日に開催された新宿区議会文教子ども家庭委員会において、延滞金の徴収を開始することについて説明を行った。

(7) 納付相談窓口

延滞金の徴収に関する事務並びに相談窓口は、保育課入園・認定係が担当することとした。